

広島県告示第三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市河内町戸野字大畑一四六三三の二から一四六三三の五まで、一四六四一の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅